（前のページより続き）
○人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令（同二四）
○地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令（同二五）
○法務省定員規則の一部を改正する省令（同二六）
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務六）
○財務省定員規則の一部を改正する省令（財務四五）
○文部科学省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（文部科学二〇）
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（同二一）
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（同二二）
○地方年金記録訂正審議会規則（厚生労働八三）
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八四）
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八五）
○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（同八六）
○地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同八七）
○雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八八）

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八九）
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同九〇）
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（同九一）
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（同九二）
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（同四一）
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（同四二）
○農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（同四三）
○経済産業省定員規則の一部を改正する省令（経済産業四二）
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（国土交通二七）
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同二八）
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同二九）
○国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令（同三〇）
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（同三一）
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同三二）
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（同三三）
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同三四）
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（同三五）

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三六）
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同三七）
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境一六）
○環境省組織規則の一部を改正する省令（同一七）
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（同一八）
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛七）
○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令（同八）
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（同九）
○防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令（同一〇）

〔規　則〕

○会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則（会計検査院五）
○人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則（人事院一―五―一七）
○人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則（同二―一四―一〇）
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―七八）
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一四一）
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―八六）
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一二二）

○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―二二）
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（公正取引委五）
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委九）
○警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則（同一〇）
○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委二）

〔庁　令〕

○海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令（海上保安庁一）

〔訓　令〕

○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（法務一）

〔告　示〕

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則（内閣府七五）
○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（同七六）
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務四）